

テーブルウェア・フェスティバル2020
～暮らしを彩る器展～

出展のご案内

お申込み受付締切
2019年8月30日(金)

テーブルウェア・フェスティバル実行委員会事務局
株式会社 東京ドーム

はじめに

「テーブルウェア・フェスティバル～暮らしを彩る器展～」は、多くの関係者のご協力と器を愛する皆様に支えられながら、前回27回目も、無事に終了することができました。回を重ねる毎に、その充実した内容で食文化の向上を目指す生活提案型の文化催事として、関係業界はもとより、各方面から高い評価を頂いてまいりました。毎年30万人近いお客様がご来場になり、その皆様の期待と関心は益々高まっております。

このような状況のもと、私共実行委員会では事務局一同の心を新たにして、今回も様々な企画を色々と検討しております。人々が自分流の生活環境を求め、そうした空間を楽しむようになってきている今日、「感性豊かな潤いのある生活提案」を趣旨とした本催事は、27回の経験を活かし、更なる発展を目指してまいります。

来年の開催にあたり、国内・海外の特集もこれまで以上の充実を図り、皆様に愛される祭典となるよう努力してまいります。本展の成功のため、出展者各位の更なるご支援・ご協力を宜しくお願い申し上げます。

開催概要

| | | | | | | |
|----------|--|----------|--------|-------|------------|---|
| 名 称 | テーブルウェア・フェスティバル2020～暮らしを彩る器展～ | | | | | |
| 主 催 | テーブルウェア・フェスティバル実行委員会(読売新聞社、株式会社東京ドーム) | | | | | |
| 企画運営 | 株式会社東京ドーム、株式会社ジェイアール東日本企画、株式会社NHKアート | | | | | |
| 開催期間 | 2020年2月2日(日)～2月10日(月)午前10時～午後7時 (2月2日(日)のみ11時より一般公開、最終日は午後6時まで) | | | | | |
| 開催場所 | 東京ドーム(東京都文京区後楽1-3-61) | | | | | |
| 会場構成 | ★主催者展示コーナー★コンテスト★協賛社展示コーナー★販売展示コーナー ★アリーナスタジオ★サロンセミナー | | | | | |
| 目標入場者 | 28万人 | | | | | |
| 開催スケジュール | 2019年 | 8月30日(金) | 出展申込締切 | 2020年 | 2月1日(土) | 搬入・展示装飾 |
| | | 9月上旬 | 事務局審査 | | 開催期間 | オープニングセレモニー・内覧会 9:15～11:00 |
| | | 9月中旬 | | | 2月2日(日) | 一般公開▼(9日間)2/2～2/10 11:00～19:00(2/2) |
| | | 10月4日(金) | 結果通知 | | 2月10日(月) | 10:00～19:00(2/3～2/9) 10:00～18:00(2/10) |
| | | | | | 2月10日(月) | 撤去 10日 18:00～24:00 |
| | | | | | 2月11日(火・祝) | 11日 8:00～11:00 |

以上予定

出展規定・誓約事項

この出展のご案内は、「テーブルウェア・フェスティバル」の出展規定です。その他必要な細則につきましては、出展決定後に出展ガイドにてお知らせいたします。

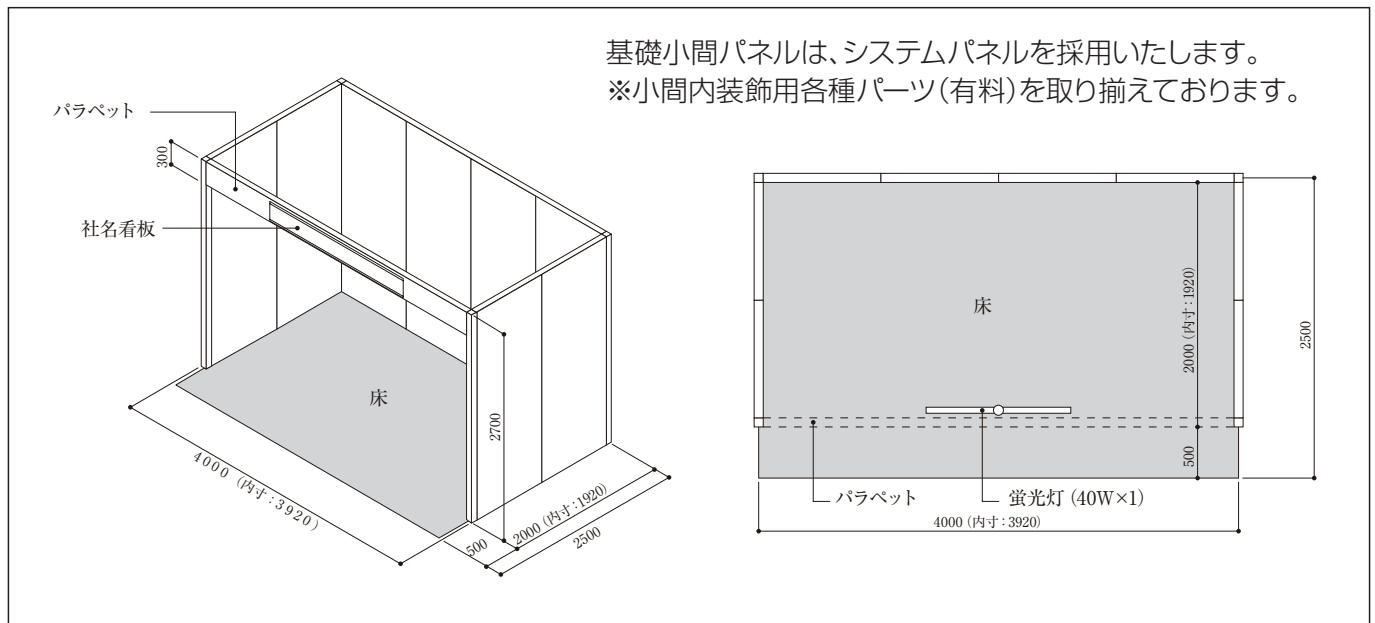
【誓約事項】

- ①取扱商品、サービス、販売方法は、第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権及び肖像権（パブリシティ権）を侵害しておらず、法令の定めを遵守するとともに、これに伴う顧客対応を含め一切の責任を負います。
- ②食品を取扱う場合、食品衛生法及びそれに関連するその他の法令に定められた基準を遵守し、関係官庁の指示に従うことはもとより、食中毒、伝染病の発生防止に最大の注意を払います。万一食中毒その他の事故が発生した場合、テーブルウェア・フェスティバル実行委員会事務局（以下「事務局」といいます）に速やかに報告し協議のうえ、自らの責任と費用で対応します。
- ③来場者、他出展者および事務局に迷惑をかける行為（押し付け販売、強引な客引き、名誉および信用を毀損する行為等含む）は一切行いません。
- ④暴力団等反社会的勢力並びにそれらの構成員および関係者でないこと、また、これらと関係する取引を行っておらず、今後も行わないことを保証します。
- ⑤「出展ガイド」の諸注意事項を遵守し、事務局の指示に従います。
- ⑥本誓約事項に違反する行為が認められた場合、事務局の裁定に速やかに従います。
- ⑦個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、利用目的をあらかじめ公表・通知し、適法かつ適切な取得・管理等をいたします。なお、貴実行委員会事務局による審査の結果、出展を承諾されなくても、なんら異議は申しません。出展が承諾された場合、「出展承諾書」の当方への到達をもって出展契約の締結となること及び貴実行委員会事務局の規定に従って期日までに出展料を振り込むことに同意いたします。

出展概要

| | | |
|---|--|--|
| 出展料金 | 基本サイズ | 出展ブース 間口:4,000mm×奥行:2,500mm×高さ:2,700mm |
| | 金額 | 1小間につき 500,000円(税別) |
| ※2019年10月1日より消費税法一部改正が予定されている為、展示会開催時の税率が適用されますので予めご了承ください。 | | |
| 出展申込 | ○2019年8月30日(金)迄に、所定の出展申込書・販売商品情報用紙にご記入、ご捺印のうえ事務局へ郵送にてお申込みください。 (郵送のみの受付となります。FAXでは受付いたしません。) | |
| | ○出展者の決定は、申込順や出展経験の有無にかかわらず、 9月上旬～9月中旬に事務局にて一斉審査のうえ、決定いたします。 審査の結果は、10月4日(金)までにお申込み頂いた各社に、封書にて通知いたします。 | |
| 出展承諾後の手続き | ○事務局は、出展承諾者に対し、受理した申込書に基づき「出展承諾書」を送付し、その到達をもって出展契約締結と致します。また、同時に「出展料金請求書」を送付致しますので、請求書記載の期限までに必ず出展料金をお振込みください。 | |
| 小間割当 | ○小間割当は事務局が決定し、その場所を小間割当面に明記します。小間割当は、出展者の内容等を勘案し、原則として出展物のジャンル毎に行います。出展契約者(以下出展者とはします)は、小間割当に対する変更の申し出と割り当てた小間の全部、または、一部を第三者に譲渡、貸与もしくは出展者相互間で交換することはできません。 | |
| | ○共同出展は原則として不可です。やむを得ない場合は事務局にお申し出ください。 | |

基本ブース仕様



出展ブース仕様

- 基本のブースサイズは、間口4[3.92]m×奥行2.5[2.42]m×高さ2.7mです。
(1小間約10m²) ※[]内寸 ※但しサイドパネル(仕切パネル)は、奥行2.5mに対し奥から2mまでです。
- 隣接する他の出展者との境界線上に仕切りパネルを設置します。(奥行2m×高さ2.7m)
- 共用通路に面しているところは、パラペットを設置し、表示には社名看板、裏には蛍光灯を取り付けます。
(パラペット高さ300mm・蛍光灯1灯40W)
- パラペットへの装飾行為は禁止します。
- 事務局が施工する仕切パネル、パラペット等は、移動したり、損傷したりする事はできません。また、壁面への釘打ちや経師貼り、塗装する事もできません。もし、何らかの損傷がなされた場合、原状復帰のための実費を別途請求させていただきます。
- 2小間以上のブースは4mごとに柱が入ります。
- 出展者の責任において行う、小間内装飾に関しては、会場全体の調和を保つ事を前提に、消防法の条例に基づいて厳守して頂かなければならない事項がいくつかあります。詳しくは、出展ガイドブックにてご確認ください。

出展について

出展物

- 展示物及び販売物は、テーブルウェア・フェスティバルの開催趣旨に添った物や出展対象品目に記載された範囲の物など、主催者が認める物のみとします。
- 申込書に記入された出展予定物以外の物は、展示及び販売する事ができません。出展申込後、出展物の変更が生じた場合は、書面での届け出が必要になります。もし予定物以外での展示及び販売が確認された場合は、撤去して頂きます。
- 代理業者が仲介しての出展応募や他社名義での出展はできません。悪質とみなされた場合は、事務局から出展の中止を申し入れます。これらの場合、出展料他、出展に要したすべての費用は、返還いたしません。
- パンフレット、チラシなどの配布やアンケート調査、呼び込み等は自社ブース内に限定し、自社の小間以外での行為を禁止します。
- 販売に際し、開催期間中及び、開催終了後の商品問い合わせやクレーム対応ができるように出展者の店舗名、所在を確認できる物(名刺・カード等)を必ずご用意ください。
- 価格表示は、二重価格表示や割引率の表示などはできません。
- 企業PR展示やサンプル配布に関しては、事務局の事前承認を受けてください。

| <p>出展申込の 取り消し及び、 出展規約の解除</p> | <p>①「出展承諾書」の到達後(出展契約締結後)出展者などの都合により、出展契約を解除する場合は下記のキャンセル料が発生いたします。</p> <p>②2019年11月末日までに出展料金の入金を確認できない場合は出展を取り消させて頂く場合がありますが、その場合もキャンセル料が発生いたします。</p> <table border="1" data-bbox="373 371 1179 495"> <thead> <tr> <th>キャンセル期日</th> <th>キャンセル料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出展契約締結後から2019年11月末日まで</td> <td>出展料の50%</td> </tr> <tr> <td>2019年12月1日以降</td> <td>出展料の100%</td> </tr> </tbody> </table> | キャンセル期日 | キャンセル料 | 出展契約締結後から2019年11月末日まで | 出展料の50% | 2019年12月1日以降 | 出展料の100% |
|---|--|---------|--------|-----------------------|---------|--------------|----------|
| キャンセル期日 | キャンセル料 | | | | | | |
| 出展契約締結後から2019年11月末日まで | 出展料の50% | | | | | | |
| 2019年12月1日以降 | 出展料の100% | | | | | | |
| <p>会場管理</p> | <p>○主催者は、会場全般の管理保全にあたります。主催者は天災や不可抗力の原因等により発生した際の出品物の損害、滅失、盗難等に関する責任は負いません。</p> | | | | | | |
| <p>開催の中止</p> | <p>○事務局は、天災やその他の不可抗力によって、テーブルウェア・フェスティバルの開催を中止する事があります。事務局が会期前に中止を決定したときに限り、出展料をお返しいたします。ただし、中止によって生じた損害は補償いたしません。</p> | | | | | | |
| <p>会期・開催時間 の変更</p> | <p>○事務局は、やむを得ない事情により会期及び、開催時間を変更する事があります。この変更を理由として、出展申込の取り消し、または、出展契約を解約する事はできません。また、これによって生じた損害は補償いたしません。</p> | | | | | | |
| <p>ストックスペース について</p> | <p>○ストックスペースの割り振りはオーダー制・有料でのご案内となります。 (詳細は「出展ガイド」に記載いたします)</p> | | | | | | |
| <p>ごみ処理に ついて</p> | <p>○搬入、搬出時におけるごみに関しては(ダンボールなど)出展者側でお持ち帰りください。なお、会期中に出るごみの処理は有料です。 (詳細は「出展ガイド」に記載いたします)</p> | | | | | | |

入場について

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>出展者入館証 (IDカード)</p> | <p>○出展者が会期中に入場できる出展者入館証(IDカード)を小間数に応じて無料配布いたします。(1小間につき4名分)</p> |
| <p>前売入場券</p> | <p>○出展者に対しては、前売入場券を1小間(10m²)前売入場券 あたり50枚無料配布いたします。</p> |
| <p>内覧会入場券 (非売品)</p> | <p>○出展者に対しては、内覧会入場券を1社あたり10枚無料配布いたします。 ○1枚につき、2名まで入場できます。</p> |
| <p>その他</p> | <p>○出展者入館証(IDカード)と前売入場券の追加に関しては、有料にてご購入頂けます。詳細については、「出展ガイド」にてお知らせします。</p> |

●お問い合わせ先●

テーブルウェア・フェスティバル実行委員会事務局
 住所:〒112-8575 東京都文京区後楽1-3-61 株式会社 東京ドーム
 TEL:03-3817-6239 FAX:03-3817-6238 担当:井場・月岡